

副本

令和7年(行ウ)第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

準備書面(5)

令和8年6月30日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

富岡 宏

小西 俊輔

山城 道子

瀬沼 隼人

中島 圭一

鳴海 太郎

被告は、本書面において、原告第5準備書面第2及び原告らの令和8年5月14日付け第6準備書面(以下「原告第6準備書面」という。)に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 本件各規定の憲法適合性を判断するに当たっては、国会に広い裁量が認められることが前提とされなければならないこと

1 本件各規定の憲法適合性を判断するに当たっては、最高裁平成11年判決等の判断枠組みが採用されるべきであること

(1) 原告らの主張

ア 原告らは、最高裁平成11年判決や最高裁平成19年判決(以下、両判決を併せて「最高裁平成11年判決等」という。)が選挙無効訴訟の事案であったことを指摘した上で、最高裁平成11年判決等が示した判断枠組みは「個人の権利制約を前提としない客観訴訟において示された判断枠組み」であるから、最高裁平成11年判決等「の射程は限定的に理解すべきであり、「最高裁は、憲法上の権利の制約が問題となる主観訴訟では、選挙制度に関する国会の広い立法裁量を前提とする最高裁平成11年判決等(客観訴訟)の判断枠組みとは異なる判断枠組みを採用している」から、主観訴訟である本件について、最高裁平成11年判決等の判断枠組みを用いることはできない旨主張する(原告第5準備書面第2の2(2)ア及びイ・22ないし25ページ)。

イ また、原告らは、最高裁平成11年判決について、「国会の広範な裁量が認められるのは、あくまで「憲法上の要請」に反しない限度においてであって、憲法上の権利保障規定に抵触する場合にまで国会の広範な裁量を肯定したものではない」とした上で、「本件は「憲法上の要請に反する」場合であるから、国会の広範な裁量を前提とすることはできない」旨主張する

(原告第5準備書面第2の2(2)ウ・25及び26ページ)。

(2) 被告の反論

ア 最高裁平成11年判決等が採用した憲法適合性の判断枠組みは、主観訴訟にも等しく妥当するものであること(前記(1)アに対する反論)

(ア) 原告らは、最高裁平成11年判決等の事案が、客観訴訟である選挙無効訴訟であったことを指摘して、これらの判決の判断枠組みは主観訴訟に適合しない旨を主張する(前記(1)ア)。

しかし、最高裁平成11年判決等が、本件と同様に選挙制度の憲法適合性について争われた事案において判断枠組みを判示したものであることには変わりがなく、最高裁平成11年判決等の判示からも、その判断枠組みの対象が客観訴訟に限定されるものであることはうかがわれない。

そもそも主観訴訟と客観訴訟の区別は、行政事件訴訟の訴訟類型を分類する際に用いられる講学上の概念にすぎず、これらの訴訟類型に区別されることをもって、直ちに憲法適合性の判断枠組みを異なるものと解さなければならない合理的な根拠はない。例えば平等原則違反¹のように、ある規定の憲法適合性に関して、客観訴訟と主観訴訟とで同じ問題が生じる場合は容易に想定されるのであって、憲法適合性の判断に当たっては、いずれについても同じ判断枠組みを用いることがむしろ合理的であるといえる。これに対し、原告らは、最高裁平成11年判決等の判断枠組みが客観訴訟において示されたものであると主張するのみで、同判断枠組みが主観訴訟には妥当しないとする合理的な根拠を何ら示していない。

¹ 最高裁平成11年判決等も「法の下での平等などの憲法上の要請に反するため国会の右のような広い裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである」と判示し、「法の下での平等など」として、客観訴訟と主観訴訟に共通して問題となり得る平等原則違反の場合に言及している。

したがって、最高裁平成11年判決等が客観訴訟の事案であったことをもって、本件に最高裁平成11年判決等の判断枠組みが妥当しない旨をいう原告らの主張は、原告らの独自の見解を述べるものにすぎず、理由がない。

- (イ) また、原告らは、前記(1)アの主張に関連して、公選法の規定が憲法21条1項に違反するかが問題となった多数の事案において、最高裁平成11年判決等の判断枠組みが採用されていないとの原告第2準備書面における主張(同準備書面第2の1(2)イ(ウ)・7及び8ページ参照)を繰り返す(原告第5準備書面第2の3(2)・27ないし31ページ)。

しかし、被告準備書面(3)第2の2(3)(30ページ)で述べたとおり、原告らの指摘する事案は、いずれも最高裁平成11年判決が、選挙運動につき「選挙制度の仕組みの一部を成すもの」であることを明示し、選挙制度の決定に係る国会の立法裁量と憲法判断の枠組みが選挙運動の規制に関しても等しく適用されることを明らかにするよりも前の判決である。

そして、当然のことながら、最高裁平成11年判決等以前の事案において、最高裁平成11年判決等の判断枠組みが採用されていないからといって、本件に最高裁平成11年判決等の判断枠組みを採用できないこととはならない。

また、そもそも原告らの指摘する事案は、最高裁平成11年判決等の判断枠組みと相矛盾し、排斥し合う関係にはないから、原告らの指摘する事案の存在をもって、本件に最高裁平成11年判決等の判断枠組みを採用することが否定されることにもならない。

すなわち、被告準備書面(1)第2の3(2)(36ページ)で述べたとおり、原告らが指摘する事案の一つである戸別訪問を禁止した公選法138条1項の憲法適合性について判断した判例(最高裁昭和56年6月15日

第二小法廷判決・刑集35巻4号205ページ)は、「戸別訪問を一律に禁止するかどうかは、専ら選挙の自由と公正を確保する見地からする立法政策の問題であつて、国会がその裁量の範囲内で決定した政策は尊重されなければならないのである。」と判示している。加えて、原告らが指摘する判例の中で最も新しい最高裁判所平成6年10月11日第三小法廷判決(集刑264号109ページ)でも、その補足意見の中で「どのような方法・範囲で候補者らの自由な選挙運動を認めるべきかは(中略)公営で行うことができる選挙運動の方法・範囲との関係などを考慮して決められるべき立法裁量に属する問題というべきである。」との考え方が示された上で、「公職選挙法138条1項による戸別訪問の禁止をもって立法裁量権を逸脱し憲法21条に違反するということとはできない。」(下線は引用者による。以下同じ。)と結論づけられている。

このような考え方²は、その後の最高裁平成11年判決等の考え方(「選挙運動をいかなる者にいかなる態様で認めるかは、選挙制度の仕組みの一部を成すものとして、国会がその裁量により決定することができるものというべきである。」)と軌を一にするものといえる。

(ウ) さらに、原告らは、最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決(民集59巻7号2087ページ)において、最高裁平成11年判決等が採用した判断枠組みが用いられていないことを指摘する。

しかし、前掲最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決は選挙権の行使に対する制限の憲法適合性が争われた事案である。他方、最高裁平

² 他にも、例えば大阪高裁平成4年判決は、「多種多様にわたる選挙運動に一定のルールを設定し、公正な競争を確保しようとする場合に、どのような内容のルールを設けることが妥当かの判断については、基本的に立法府の裁量に属していると考えられる」と述べる。

また、最高裁平成11年判決以後の裁判例を見ても、国家賠償請求訴訟等の主観訴訟において、最高裁平成11年判決の判断枠組みを採用する傾向が一般的に見られる(乙56ないし乙59(いずれも枝番があるものは枝番を含む。))。

成11年判決等は選挙運動に係る規定の憲法適合性が争われた事案である。

両判決は、被制限利益の性質や制限の程度等といった憲法適合性の判断枠組みを決めるに当たって考慮される要素が全く異なる事案に関する判決であるから、前掲最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決が最高裁平成11年判決等の判断枠組みを採用しなかったことをもって、本件に最高裁平成11年判決等の判断枠組みを採用できないとはいえない。

なお、上記の原告らの主張は、政治的表現の自由と選挙運動の自由とを同一視した上で、本件各規定が未成年者に保障される政治的表現の自由を制約している(権利の制限)との理解を前提にするようであるが、同理解が誤っていることについては後記2(2)で反論を補足する。

(エ) したがって、原告らの前記(1)アの主張は理由がなく、最高裁平成11年判決等が採用した憲法適合性の判断枠組みは、主観訴訟にも等しく妥当するものである。

イ 最高裁平成11年判決等は、「憲法上の要請に反する」場合には裁量権の限界を超える旨を判示したものであること(前記(1)イに対する反論)

原告らは前記(1)イのとおり主張するが、最高裁平成11年判決等は、その判示から明らかなとおり、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定が原則として国会の広い裁量に委ねられていることを前提として、具体的に定められた仕組みが、議員は全国民を代表するものでなければならないという制約や法の下での平等などの憲法上の要請に反するため、国会の広い裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認できない場合に、初めてこれが憲法に違反することになる旨を述べたものである。

すなわち、原告らが指摘する最高裁平成11年判決等の判示部分は、具体的に定められた制度が憲法上の要請に反するものであるか否かにかかわらず、選挙制度の仕組みの具体的決定について国会に広い裁量が認めら

れることを当然の前提としたものであり、原告らの前記(1)イの主張は、最高裁平成11年判決等の論理の理解を誤ったものである。

したがって、原告らの前記(1)イの主張は理由がない。

2 最高裁平成11年判決以降の確立した判例によれば、選挙運動をいかなる者に認めるかは、選挙制度の仕組みの一部を成すものであり、国会がその裁量により決定することができるものであること

(1) 原告らの主張

ア 原告らは、選挙運動の重要性を種々述べた上で、以下のとおり主張する(原告第5準備書面第2の3(2)イないしエ・27ないし30ページ、原告第6準備書面第1及び第2の2ないし4・1ないし5ページ)。

(ア) 「選挙運動は、制度に従属するものではなく、国民主権原理と代表民主制の基盤をなす政治的表現活動そのものであり、当然に憲法21条1項の保障を受けるものとして「本来的に自由な行為として把握されなければならない」。また、選挙運動は「政治的表現の中でも最も典型的かつ中核的な表現行為であり、憲法21条1項の保障の核心部分を構成する」ものであり、本件各規定の憲法適合性を判断するに当たっても、このような政治的表現を「未成年者に対して全面的に禁止しているという制約の重大性を踏まえて判断されなければならない」。

(イ) 「「選挙の公正」は、選挙運動を含む表現の自由に優越する概念ではない」から、選挙の公正を理由として広範な立法裁量を肯定する「選挙のルール論」を採用することはできない。また、「選挙の公正」は「選挙の自由」が確保されてこそ実現されるものであり、自由選挙の原則には「候補者や市民が選挙運動を行う自由」が含まれるから、「選挙のルール」について「広い立法裁量を認めたとしても、選挙の諸原則による限界があり、特に選挙権を持たない未成年者にも選挙への関与の機会を確保しておくということが自由選挙の原則の内容から憲法上の限界」として導か

れる。したがって、「本件各規定について、「選挙のルール」であること
を理由として広範な立法裁量を認めることはできない」。

イ また、原告らは、「本件各規定は、未成年者に対して選挙運動への参加それ自体を一律に禁止するものであり、未成年者を選挙運動の主体から排除するものであるとし、このような参入規制には「選挙のルール」論は妥当しない旨主張する(原告第5準備書面第2の3(2)オ・30ページ)。

(2) 被告の反論

ア はじめに

前記1(2)で述べたとおり、本件各規定の憲法適合性を判断するに当たっては、最高裁平成11年判決等の判断枠組みが採用されるべきである。そして、同判決は、「両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の広い裁量にゆだねている」とした上で、「選挙運動をいかなる者にいかなる態様で認めるかは、選挙制度の仕組みの一部を成すものとして、国会がその裁量により決定することができるものというべきである」と判示して、選挙運動の規制に関する一般論を示したものであり、確立した判例といえるから(最高裁平成19年判決参照)、国会は、その裁量によって、選挙運動をいかなる者に認めるのかを決定することができる。

したがって、このような国会の裁量を否定する原告らの前記(1)の主張に理由がないことは明らかであるが、以下、念のため原告らの主張の誤りについて補足して述べる。

イ 選挙運動の自由と政治的表現の自由一般とを同一視する考え方は誤りであること(前記(1)ア(ア)に対する反論)

(ア) 原告らの前記(1)ア(ア)の主張は、結局のところ、未成年者の選挙運動に対する規制を政治的表現に対する規制と同一視する考え方を前提とするものと解される。

(イ) しかし、被告準備書面(1)第2の1(2)(31ページ)及び被告準備書面(3)第2の2(2)ア(28及び29ページ)で述べたとおり、公選法は、選挙運動を政治活動一般とは別のものとして規定し、判例もこのような区別を前提にしている。また、選挙時における政治活動については、公職選挙の重要性に鑑みて、「選挙の公正」を厳正に確保することが特に要請される。これらを踏まえれば、本件で問題となる未成年者の選挙運動の規制は、選挙という特殊な場面におけるルール(規律)として捉えることが相当であり、これを否定する原告らの主張は前提を誤るものである。

このことは、「選挙についてはその期間、態様、手段等に関して、法律によるルールの設定を不可避とする点において立法府の裁量(47条)を否定することはできない。この意味で、選挙運動の自由は、そもそも国家から自由な表現の自由とはその性質を異にするものである」(野中俊彦ほか「憲法I 第5版」540ページ)とされていることから明らかである^{3・4}。

(ウ) したがって、選挙運動の自由は、憲法21条1項の保障を受けるとしても、法律による選挙制度の構築を前提とし、選挙という特殊な場面であることを踏まえた規制を受けるべきものであるから、これを政治的表現の自由一般と同一視する考え方は誤りである。

³ 被告準備書面(3)脚注12(30ページ)で指摘したとおり、小山剛教授も、「選挙運動の規制は、ルールの問題だと考えた方がよい。」と述べる(乙55・小山剛「憲法上の権利の作法(第三版)」169ページ)。また、同教授は、「ルールの問題だと考えるべき理由は、これらの規制の合憲性を説明するため(だけ)ではない。合理的関連性という緩やかな基準を表現の自由に対して用いるべき場合を限定するためにも、ルール(制度)としての構成が要請される。」とも述べている(同170ページ)。

⁴ 原告らが指摘する前掲最高裁平成6年10月11日第三小法廷判決にも、選挙運動については「言論表現の自由の保障の意義と共に、選挙運動としてされる行為という性格にも留意する必要がある」、「一般の表現行為と異なり、選挙運動として行われるものであるから、それに伴う制約を受けることはやむを得ない」とする大野正男裁判官の補足意見が付されている。

(エ) なお、原告らは、「選挙運動」を法律で規定することまでは、本来憲法47条は予定していない」などとして、選挙運動の規制について憲法が立法裁量を認めていないかのように主張するが、かかる主張が確立した判例に反するものであることは、前記アで述べたとおりである。

ウ 「選挙の公正」と対比される「選挙の自由」に「選挙人」でない未成年者の選挙運動の自由は含まれず、本件各規定は、自由選挙の原則とは関係がないこと(前記(1)ア(イ)に対する反論)

(ア) 原告らの前記(1)ア(イ)の主張は、自由選挙の原則には「候補者や市民が選挙運動を行う自由」が含まれ、そこにいう「選挙運動を行う自由」には未成年者が選挙運動を行う自由も含まれるとの理解を前提とするようである。

(イ) しかし、そもそも選挙運動に関しては「選挙の公正」の観点から種々の制約があり得るのであるから、選挙運動の自由が自由選挙の原則の内実を成すものであるということとはできない(この点については、芦部信喜教授も、自由選挙の原則に選挙運動の自由を含めておらず、自由選挙の原則は「制度」をいうものと説明している(芦部信喜「憲法 第8版」289ページ。))。

また、この点をおき、自由選挙の原則に「候補者や市民が選挙活動を行う自由」が含まれ得ると仮定しても、被告準備書面(3)第2の3(4)(34及び35ページ)で述べたとおり、憲法が予定しているのは飽くまでも「成年者による普通選挙」(憲法15条3項)であり、未成年者の意思を選挙に反映させることは憲法上予定されていない。このことからすれば、選挙人ではない未成年者の選挙活動を行う自由が、「選挙の自由」や自由選挙の原則に含まれるとは解されない。なお、自由選挙の原則に「選挙運動の自由」を含める考え方も、「選挙人として選挙に参加しうる資格が国民の基本的な権利であること」を根拠に挙げており(野中俊彦ほか「憲

法Ⅱ 第5版」24ページ。原告らが主張の根拠とする意見書でも同じ理解がされている(甲43・17ページ。)、選挙運動の自由を享受する主体が「選挙人」であることを前提とするものと解される。

(ウ) 以上によれば、「選挙の公正」と対比される「選挙の自由」に「選挙人」でない未成年者の選挙運動の自由は含まれず、本件各規定は、自由選挙の原則とは関係がないというべきであるから、原告らの前記(1)ア(イ)の主張は理由がない。

(エ) 原告らの前記(1)ア(イ)の主張に理由がないことは、以上に述べたとおりである。加えて、原告らは、「選挙の公正」が、国民主権原理と代表民主制の基盤をなす選挙運動の自由に当然に優越する価値を持つことを前提とする選挙のルール論を採用し」ている点で被告の主張は誤りであると主張するが(前記(1)ア及び原告第5準備書面第2の5・36ページ)、原告らの同主張は、以下のとおり、前提において誤りがある。

すなわち、原告らは、原告第2準備書面第2の2(2)ウ(13及び14ページ)において、選挙の公正が憲法より下位規範である法律(公選法)の目的である抽象的利益にすぎないとの理解を前提とする主張を行った。そのため、被告は、選挙の公正は、単なる下位規範の目的である抽象的利益ではなく、憲法上の要請そのものであり、憲法上も公選法上も「未成年者の」選挙運動の自由が選挙の公正に優先するものとは解されない旨反論したが(被告準備書面(3)第2の3(4)・35ページ)、他方、被告は、選挙の公正が「選挙運動の自由に当然に優越する価値を持つ」などとする「ルール論」なるものは主張していない。原告らの上記主張は、被告の主張を正解せず、誤った理解に基づいて被告の主張を論難するものであって、失当というほかない。

なお、原告らが「ルール論」として引用する伊藤正巳裁判官の補足意見(原告第5準備書面第2の3(2)ア・27ページ)においても、選挙の公

正と選挙運動の自由の優劣に関する言及は一切なく、同補足意見が、選挙の公正は選挙運動の自由に当然に優越する価値を持つことを前提としているとも解されない。

エ 最高裁平成11年判決等は、選挙運動をいかなる者に認めるかについても、選挙制度の仕組みの一部を成すものとして、国会の裁量が及ぶことを認めていること(前記(1)イに対する反論)

原告らは、前記(1)イのとおり述べて、未成年者を選挙運動の主体として認めないとの規制については、選挙制度の仕組みの構築に関する国会の裁量が及ばないと主張するようである。

しかし、前記アで引用した最高裁平成11年判決等の判示から明らかなおおり、最高裁平成11年判決等は、「選挙運動をいかなる者に」認めるかも、「選挙制度の仕組みの一部を成す」と判示しているのであって、原告らの上記主張はこれらの判例と明らかに反するものである。

したがって、原告らの前記(1)イの主張は理由がない。

3 原告らが第6回口頭弁論期日に提出した学者意見書(甲44)について

(1) 原告らは、令和8年5月18日の第6回口頭弁論期日において、原告第6準備書面の陳述後に新たに学者の意見書(甲44)を提出し、同意見書は、本件について厳格な審査基準を適用すべきと述べる。

同意見書には、その理由として、「政治的表現一般から「選挙運動」を明確かつ最小限に切り出すことができなければ、審査の基準は、広汎な立法裁量を前提とする合理的関連性のテストではなく、厳格審査が適用されることになるだろう。」(5ページ)、「合理的で必要な範囲で明確かつ限定的に「選挙運動」を定義できなければ、原則として、上述したように多重的な重要性を持つ政治的表現の自由そのものに対する規制問題として事案を捉える必要がある」(8ページ)、「正当な権利行使である政治活動から選挙運動を適切かつ明瞭に切り出すことに成功しなければ、未成年者の政治的表現の自由のみな

らずそれを動員しようとする成人のそれも、多大な萎縮効果の犠牲となり、憲法21条1項の保障内容を選挙という重要局面で維持することは到底できないと解される。」(25ページ)などの記述がある。

そうすると、同意見書は、「選挙運動」と「政治活動」が的確に切り分けられないことから生じる萎縮効果に着目するようである。

(2) しかし、前記(1)のような考え方は、確立した判例(「選挙運動」の意義が不明確なものであるとはいえないこと(最高裁昭和38年10月22日第三小法廷決定・刑集17巻9号1755ページ参照)及び選挙運動の期間外に行われる選挙運動(事前運動)を規制する公選法の規定が憲法21条1項に反するものでないこと(最高裁昭和44年4月23日大法廷判決・刑集23巻4号235ページ参照)など。)と相いれないものである。

したがって、本件各規定の憲法適合性の判断枠組みに関し、上記意見書に係る意見は採用されるべきでない。

4 まとめ

以上のとおり、最高裁平成11年判決等は、それまでの判例で確立していた選挙制度の決定に係る国会の立法裁量と憲法判断の枠組みが、選挙運動の規制に関しても等しく適用されることを明らかにしたものであるから、本件各規定の憲法適合性を判断するに当たっては、最高裁平成11年判決等の判断枠組みが採用されるべきであり、これに反する原告らの主張は理由がない(前記1)。

また、最高裁平成11年判決以降の確立した判例によれば、選挙運動をいかなる者に認めるかは、選挙制度の仕組みの一部を成すものとして、国会がその裁量により決定することができるから、選挙運動の主体に関する規制である本件各規定の憲法適合性を判断するに当たっては、国会に広範な裁量が認められる領域の問題であることが前提とされなければならない、これに反する原告らの主張は理由がない(前記2)。

第2 本件各規定の制約の程度に関する原告らの主張に理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、本件各規定が「付随的、間接的な制約」であるとした被告の主張について、①「被告は、「行動のもたらす弊害の防止」を目的とする規制であることを理由として、緩やかな審査基準を導こうとするが、そのような規制目的は、本来、審査基準を「適用」する段階において考慮されるべきものであり、緩やかな審査基準自体を導く根拠となるものではない」、②本件各規定は付随的な制約であるとはいえず、意見表明そのものに否定的な評価がされているに等しい上、他の類型の行動によって意見を表明する自由も残されていないから、「質的にも量的にも失われる利益が小さいなどという状態にはない」などと主張する(原告第5準備書面第2の4(2)・31ないし36ページ、原告第6準備書面第3の2・6及び7ページ)。

2 被告の反論

(1) 本件各規定による制約の程度は、その憲法適合性を緩やかな審査基準で判断することの根拠となるものであること(前記1①に対する反論)

被告準備書面(3)第2の3(2)(32ページ)で述べたとおり、被告において本件各規定が「付随的、間接的な制約」であると主張したのは、本件各規定が行動のもたらす弊害の防止をねらいとする制約であることから、意見表明そのものの制約をねらいとした規制に比べて、「失われる利益が質的・量的に小さい」と考えられることをいうものである。すなわち、被告は、「行動のもたらす弊害の防止」を、審査基準を「適用」する段階において考慮されるべき立法目的であると主張しているのではなく、利益の制約の程度が小さいことを示す事情として挙げた上で、このように利益の制約の程度が小さいことに照らしても緩やかな審査基準が妥当すると主張しているのである。被告が主張するところは、制約の程度に応じて審査密度が変化し得るという一般的な理解に照らして当然のことにすぎない(例えば、表現の自由の関係では、制

約の程度が大きい内容規制については、内容中立規制よりも厳格な審査基準が妥当することが論じられている。))。

原告らの前記1①の主張は、このような被告の主張の趣旨を正解せず、誤った理解に基づいて被告の主張を論難するものであって、理由がない。

(2) 本件各規定の制約の程度が大きいとはいえないこと(前記1②に対する反論)

本件各規定は、それが「特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって」なされる活動(選挙運動)を規制するものではあるが、それを超えた具体的な表現内容に着目して規制するものではないから、規制側にとって好ましくない言説を遮断するという効果を有するものではない。このことからすれば、例えば特定の政党に対する選挙運動を規制するような内容規制と比較して、思想の自由市場に対する制約の程度が大きいとはいえず、制約の対象の選択という意味において、より制約の程度が小さい内容中立的規制と評価できる。

また、被告準備書面(3)第2の3(3)(33及び34ページ)で述べたとおり、本件各規定は、成人するまでの間の、かつ、選挙期間中という限定された期間につき、公選法の定める選挙運動のみを規制対象とするものであって、その期間外の選挙運動を禁止するものではない。そして、その期間内であっても、個人の行う政治活動は時期を問わず自由に行うことができる上、選挙運動のための労務も禁止されていないのであるから、選挙に関係する表現活動(意見表明)を行う機会は相当程度残されているといえる。

したがって、本件各規定の制約の程度が大きいとはいえず、原告らの前記1②の主張は理由がない。

以 上